令和元年 宜野湾市教育委員会第7回会議録

教育長知念春美

開催日時:令和元年6月27日 開会13:30 閉会15:30

開催場所:教育委員会会議室

出席委員:知念春美教育長、石川正信教育長職務代理者、平良明子委員、

大城進委員、普天間みゆき委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 真喜志若子

(総務課)教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

(生涯学習課) 課長 島袋喜美恵、文化スポーツ振興係 担当主査 宮城顕治

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 川上一徳

(指導課)課長 與那嶺哲、指導係 指導主事 兼次順子、

特別支援教育相談指導員 新城美夏

(はごろも学習センター)管理係長 祝博紀

(学校給食センター) 所長 佐久原昇、管理係主事 宮城泰之

議事日程

議案第 14 号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について

議案第 15 号 官野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第 16 号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 17 号 官野湾市はごろも学習センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 18 号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任 命について

報告事項

- ・教育長諸般の報告
- ・新教育委員について (教育部)

〇知念春美 教育長 皆さんこんにちは。さて、本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただ今から、令和元年第7回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は5件でございます。本日の会議録署名人は、普天間教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、平成31年3月27日開催の第4回定例教育委員会及び平成31年4月25日開催の第5回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名人は、平良教育委員、それから石川教育委員となっております。会議録につきましては、すでに配布してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただ今、第4回定例教育委員会の会議録並びに第5回定例教育委員会の会議録についてご承認いただきました。お二人には後ほど署名をお願いいたします。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告の冊子をご覧いただきたいと思います。1頁を開いていただきたいと思います。

<教育長諸般の報告>

5月15日(水)「宜野湾市教育委員会 点検・評価会議」3回目内部ヒアリングを行 いました。翌日16日(木)、「宜野湾市教育委員会学校計画訪問」で大謝名小学校に教 育委員共々参加でございます。18日(土)、「宜野湾市РТА連合会総会」に参加です。 20日(月)、「宜野湾市学力向上推進協議会総会」を行いました。翌日21日(火)、「教 育委員会学校計画訪問」で嘉数中学校へ委員と一緒に行っております。同日、「宜野湾 市育英会理事会総会」に出席です。22日(水)、「全国都市教育長協議会第2回理事会・ 第71回定期総会」が25日(土)まで富山県富山市でございまして、参加いたしまし た。27日(月)、「校長当初面談」を3回にわたって行っております。同日、「教科用図 書中頭地区連絡協議会」、「中頭地区教育長会第2回定例会」、そして「中頭地区第1回 学力向上推進委員会」に出席しております。29日(水)、「教育委員会学校計画訪問」 で嘉数小学校へ委員共々参加でございます。30日(木)~31日(金)、「第64回沖縄 県市町村教育委員会連合会定期総会並びに研修会」が名護市でありまして、大城委員、 石川委員と共に参加です。6月3日(月)、「自治会加入促進強化月間パレード出発式」 に参加です。4日(火)、「中頭教育事務所学力向上推進学校訪問」で大山小学校へ委員 共々の訪問でございます。6日(木)、「第422回宜野湾市議会定例会本会議」が始ま りまして、出席です。同日、「中頭地方視聴覚協議会第1回運営委員会」に参加です。 14日(金)から24日まで「第422回宜野湾市議会の定例会本会議」がございまして出 席でございます。26日(水)「中頭地区市町村教育長会第3回定例会」に出席、そして 本日、「第7回定例教育委員会会議」でございます。以上を教育長諸般の報告といたし

〇知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第14号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案第 14 号のご説明を申し上げます。議案書の表紙を含めまして 3 枚程めくっていただきまして、1 頁をお開き下さい。

議案第14号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第5号)第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求める。令和元年6月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長知念春美。

2頁目をお願いします。臨時代理書になります。臨時代理書。令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第5号)第4条の規定により、臨時代理する。令和元年5月15日。宜野湾市教育委員会教育長知念春美。

記。令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。

歳入歳出予算の補正。第1条 教育関係歳入予算の総額に31,012 千円を追加し、教育関係歳入予算の総額を905,682 千円とする。また、教育関係歳出予算の総額に31,177 千円を追加し、教育関係歳出予算の総額を、4,662,367 千円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」 による。

3頁をお願いします。3頁の歳入歳出予算の款項毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額でございます。まず左側の表、歳入の部をご覧下さい。表の15款、県支出金でございます。補正前の額が175,563千円に10万円を増額補正してございます。続きまして、20款諸収入でございます。補正前の額150,198千円、補正額30,912千円を増額補正してございます。最後に表の下の欄、歳入合計欄をご覧下さい。補正前の額874,670千円。今回の歳入補正額31,012千円補正後の歳入総額は、905,682千円となってございます。次に、右側の歳出の部をご覧下さい。10款1項教育総務費に10万円を

増額補正してございます。続きまして、5項社会教育費に30,912千円を増額補正して おります。続いて下の段、6項保健体育費に165千円を増額補正してございます。最後 に表の下の段の歳出合計欄をご覧下さい。補正前の額が4,631,190千円。今回の補正欄 が 31,177 千円、補正後の歳出総額は 4,662,367 千円となってございます。 4 頁をお願 いします。第2表 債務負担行為補正でございます。平成27年度より民間事業者へ委 託をしております宜野湾学校給食センター調理業務等について、今年度で契約期間満了 となるため、新たに複数年の委託契約を行う必要があることから、令和6年度までの期 間で委託料限度額360,000千円を設定し、債務負担行為補正を行ってございます。次に、 今回の補正予算の詳細について、7頁以降の歳出の部事項別明細書にてご説明申し上げ ます。7頁をお開き下さい。10款1項3目教育指導費、説明欄01小学校体育センター 教員活用事業でございます。沖縄県教育委員会より、研究校の大山小学校へ体育センタ 一の教員1名を配置するものでございます。事業に係る歳入につきましては、沖縄県か らの 10 割補助でございます。8頁をお願いします。10 款5項3目文化費、説明欄 01 佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業でございます。市道宜野湾 11 号佐真下ゲート前付近において、今後、道路整備が予定されております。当該箇所には、 宜野湾ナンマチ街道跡や、戦前の屋敷の門跡などが所在している可能性が高いことから、 開発当時着手前に埋蔵文化財緊急発掘調査を行う必要があることから、調査に係る委託 費などを新たに予算計上するものでございます。事業に係る歳入につきましては、沖縄 防衛局からの受託事業として10分の10の受託金収入となってございます。9頁をお願 いいたします。10款6項3目給食センター費、説明欄01宜野湾学校給食センター調理 業務等民間委託事業でございます。調理業務等を委託する応募事業者選定において、応 募事業者の衛生管理状況を専門的かつ第三者の立場から、評価を行うための調査委託費 を計上するものでございます。以上が、議案第 14 号「令和元年度宜野湾市一般会計補 正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」のご報告を申し上げ、ご審議のほど よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いしま す。平良委員。
- ○平良明子 委員 説明ありがとうございます。一番最後に説明いただきました佐真下 ゲート前の整備、これは具体的に場所とか、教えていただけますか。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○比嘉透 教育部長 場所につきましては、宜野湾佐真下のゲートのちょうど右手、森になっていた所があると思います。当該場所は、面積にして 900 ㎡、3000 坪弱だと思います。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

- ○大城進 委員 3月の第4回定例教育委員会会議で、平成31年度一般会計予算がこれまでの6億から11億になって、5億の増額ということで、そこで普天間旧道跡、イシジャー流域古墓群、そして喜友名山川原丘陵古墓群になって、3遺跡に加えて今回これが加わることになるわけですよね。こういうものは、突然出てきたんでしょうか。どうしてあの時分からなかったのか、説明をお願いします。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- 〇比嘉透 教育部長 今回の補正予算で、30,912 千円計上させていただきました。この財源は防衛局の受託事業収入ということで、10分の10補助事業です。沖縄防衛局と事業契約を締結して事業にかかる費用は、全額沖縄防衛局が負担する内容の受託事業でございます。大城委員がおっしゃっていた、イシジャー流域とか普天間旧道跡につきましては、平成31年度の当初予算で計上されていたもので、今回は6月の補正予算となっています。今回の補正予算を計上した理由につきましては、当該箇所は文化財の調査について、これまで沖縄防衛局とも文化財緊急発掘調査には調整に時間を要してきたというところです。本来であれば、試掘をして、その試掘に基づいて予算を計上していく、積み上げ方式を採るのですが、今回、沖縄防衛局が試掘を行ったのは、5月でございました。実は、その試掘を元手にしてこの予算を計上していない。ただ期限が目前に迫っているということもあり、今回急いで6月補正に時間を要するということでございます。本来、当初予算の計上が望ましいのですが、当初予算の計上までには、まだ防衛局が試掘の調査を終えていないという状況がございましたので、その試掘を終えた段階で今回は補正させていただいたということでございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 試掘の段階ですと、確か、県の文化関係部署とも何らかの調整も必要ですよね。
- ○知念春美 教育長 教育部長。
- ○比嘉透 教育部長 実は、大城委員おっしゃるように、県にも、手助けを要請したのですが、手一杯ということで、大変難しいということです。ですので、沖縄防衛局直轄で、業務委託でもって対応させていただいている、というのが本筋でございます。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 最後に、事業が4事業になりますが、とても良い時期だと思います。 正確に予算を確保しておりますので、どうか、良い仕事をして後世に、次世代につなげ るように、頑張っていただきたいと思います。以上です。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。では、質疑も尽きたようですので、 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。

- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」を裁決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これ にて日程1議案第14号を終了いたします。休憩します。
- ○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程2「議案第15号 宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。
- ○比嘉透 教育部長 それでは議案書の10頁をお開き下さい。

議案第 15 号 宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市スポーツ推進審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和 47 年宜野湾市教育委員会規則第5号)第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年6月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、宜野湾市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市スポーツ推進審議会条例(昭和56年宜野湾市条例第3号)第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱する必要があるためでございます。

まずはじめに、宜野湾市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項を、調査・審議するため、宜野湾市スポーツ推進審議会条例並びに宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則で定められたルールにより、宜野湾市の附属機関として設置しております。それでは議案書11頁をお開き下さい。宜野湾市スポーツ推進審議会委員委嘱予定者名簿案でございます。宜野湾市スポーツ推進審議会条例第3条で審議会の委員は、15人以内とすると規定されており、今回の宜野湾市スポーツ推進審議会委員につきましては、10名の方を委嘱予定者とさせていただきました。10名の内、2名が前回からの継続となっております。任期につきましては、2年間となっており、令和元年7月1日から令和3年6月30日までとなっております。それでは、名簿案の順に氏名、所属団体等の名称、専門分野などに沿ってご説明申し上げます。まず、一番目は、尾尻義彦様でございます。琉球大学医学部保健学科助教を務められ、専門は公衆衛生学、健康科学であり、選出区分は学識経験者としての選出でございます。二番目は石川正信様でございます。宜野湾市体育協会会長を務められ、社会教育関係者としての選出でございます。三番目は井戸昭博様でございます。宜野湾市スポーツ少年団団長を務められ、社会教育関係者

としての選出でございます。四番目は、榮口満様でございます。はごろもPMパートナ ーズ、公園・体育施設管理部長を務められ、社会教育関係者としての選出でございます。 五番目は、前田美恵子様でございます。宜野湾市婦人連合会会長を務められ、社会教育 関係者としての選出でございます。六番目は、知名朝弥様でございます。宜野湾市青年 連合会会長を務められ、社会教育関係者としての選出でございます。七番目は、末吉斉 様でございます。宜野湾市子ども会育成者連絡協議会会長を務められ、社会教育関係者 としての再任の選出でございます。八番目は、我如古盛朝様でございます。宜野湾市ス ポーツ推進委員会会長を務められ、社会教育関係者としての選出でございます。九番目 は、仲村渠満様でございます。宜野湾市社会福祉協議会事務局長を務められ、社会教育 関係者としての再任の選出でございます。十番目は、新垣隆様でございます。宜野湾市 自治会長会会員並びに普天間一区自治会会長を務められ、社会教育関係者としての選出 でございます。以上が、議案第15号宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について のご説明となります。議案の関連資料といたしまして、黄色い表紙の新旧対照表1頁に は、宜野湾市スポーツ推進審議会委員の新旧対照名簿案と、緑の表紙の議案資料3頁に は、宜野湾市スポーツ推進審議会条例並びに宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則の関 連例規を提起してございますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議の程、 よろしくお願い申し上げ、説明は以上となります。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いい たします。平良委員。
- ○平良明子 委員 宜野湾市のスポーツ推進審議会委員の名簿を拝見しました。委嘱期間ですが、前回の委員の任期の終わりから、今回ご提案いただいている委嘱予定者の委嘱期間に、半年程ずれがありますが、これは通常このような感じでしたでしょうか。
- ○知念春美 教育長 宮城担当主査。
- ○宮城顕治 生涯学習課 担当主査 こちらの委嘱期間の空白期間につきましては、私の方でご説明申し上げます。前回の委嘱期間は、29年2月1日から31年1月31日までとなっております。しかし、引き続き、新たな委員を委嘱し、2月1日から委嘱期間を実施しますと、新年度によって各種団体の会長そういった方々が代わり、一旦、委員を委嘱し、すぐに人が変更してしまうという問題も生じてきました。そのような理由から、各団体の大体4月から6月にかけての総会が終わる期間、それが終わってから委嘱したほうが良いのではないか、ということで話し合い、協議して、今回7月からの委嘱にさせていただきました。
- ○平良明子 委員 各所属機関の人の交代とかで変更が出ないような配慮から、今年度から委嘱開始期間を7月にし、仕切り直しをしたということですね。ご苦労があったと思います。ありがとうございました。

- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。
- ○石川正信 委員 条例の中で、委員の定数は15人以内とあるのですが、今回は10名の委嘱となっています。2020オリンピックも迫る中で、ニュースポーツ的なものもどんどん出てきているところであり、そういう分野においても、委員として入ってもらい、今後の宜野湾市のスポーツ振興等につながっていくのかな、と思いました。その辺のことを踏まえて、どういった方々の選択、推薦等、をもって委員を決めていったのか、またそういう宜野湾市のスポーツ的なものが今どのように行われているのか、ご説明よろしくお願いいたします。
- ○知念春美 教育長 生涯学習課長。
- 〇島袋喜美恵 生涯学習課課長 今回のスポーツ推進審議会委員の選考に当たりましては、まず前回の委員の構成を基に、検討いたしました。その中から実は宜野湾市のレクレーション協会が解散いたしまして、前回いたメンバーから、一つの組織が、続けるのが難しいという状況になりました。私たちのほうで考え、外部施設を管理する PMパートナーズさんと、実際、体育現場でスポーツ振興に関わっているところとを、メンバーに入れて、そこから新たに今後のスポーツ振興をも考えていこうということで、メンバーを新しく揃えさせていただきました。体育施設の管理者というところから、スポーツ振興を考えてもらっています。石川委員がおっしゃられたように、新しいスポーツのニュースポーツ等も踏まえ、様々なご意見をこれからもいただきたいなと思って、こちらも常に研修等を通して、また、スポーツ推進委員や、体育協会のほうからもご意見をいただいて、宜野湾市のスポーツ振興について考えていきたいと思います。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。
- ○大城進 委員 お疲れ様です。新旧対照表見させていただいて、今回も非常に良いメンバーを選んでいただいたな、と認識しております。せっかくの機会ですので、確認させてください。 3月にスポーツ推進委員を委嘱しましたけど、スポーツ推進委員から、この宜野湾市スポーツ推進審議会委員に入っている方もいらっしゃるのか、また連携等、そういったものもございますか。
- ○知念春美 教育長 生涯学習課文化スポーツ振興係担当主査。
- ○宮城顕治 生涯学習課 担当主査 スポーツ審議会とスポーツ推進委員会とのつながりや連携について、ご説明申し上げます。審議会委員の委嘱予定者の中には、スポーツ推進委員会の会長も委嘱予定しております。スポーツ推進委員会としての、意見も聴取しまして、スポーツ推進の立場からの意見も反映させていきたいな、と考えております。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を裁決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これ にて日程2議案第15号を終了いたします。休憩します。
- 〇知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程3「議案第16号 宜野湾市教育 支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の 趣旨説明を求めます。指導部長。
- 〇甲斐達二 指導部長 それでは議案書 12 頁、黄色い表紙の新旧対照表の2頁、併せて議案資料の4頁、宜野湾市教育支援委員会規則のご準備をお願いします。それでは議案書 12 頁をご覧下さい。

議案第16号 宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

別紙の者を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和 47 年教育委員会規則第 5 号) 第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年 6 月 27 日提出。 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市教育支援委員会規則(昭和55年教育委員会規則第3号)第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。では、次の頁をお開き下さい。併せて別冊議案資料4頁、宜野湾市教育支援委員会規則もご覧下さい。第3条で、委員は25人をもって組織する、とあります。第2項で委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命するとして、第1号から第7号までございます。では議案書13頁にお戻り下さい。委員の委嘱期間は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までとなっております。新旧対照表の2頁をご覧下さい。委員の新旧の名簿となってございます。委員は全部で24名でございます。役職名及び選任区分につきましても、ご覧下さい。宜野湾市教育支援委員会規則第3条第2項1号の規定により、1、2番は小学校長及び中学校長でございます。3番から13番は第2号の規定により、特別支援学級担任で宜野湾市内の各小中学校の特別支援コーディネーターが例になってございます。14番は第3号の規定により、専門医でございます。15番は第4号の規定により、障害児教育に関する学識経験者でございます。16番は第5号の規定により、特別支援学校教諭でございます。17番から20番につきましては、第6号の規定により、教育委員会

の職員で幼稚園の副園長と、青少年サポートセンターの臨床心理士でございます。21 番の米須美和子から、24番の新川由美につきましては、第7号の規定により、その他、 教育長が適当と認める者で、本市の関係部局の職員でございます。以上 24人を宜野湾 市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいと存じます。以上ご説明申し上げ、後はご 質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいた します。石川委員。
- 〇石川正信 委員 新旧対照表の2頁で、今回の人数が24名というのは前回と変わらないと思いますが、1号、2号委員がほぼ一緒、3号委員が2人から1人になった、さらに、7号委員が今度は新しく1人増となっています。どのような選択をされたのか、ご説明をお聞きしたいなと思います。
- ○知念春美 教育長 指導課長。
- ○與那嶺哲 指導課長 ご質問にお答えいたします。4号、5号委員が1名となっていますが、これは小中学校の審議対象者の状況が把握できるように2号委員を教育支援委員に、24名のうち11名組んでおります。残りの13名のバランスを考えた際、4号、5号委員は1名ずつが妥当と思われます。さらに、3号委員が1名となってございますが、それは、3号委員は学校医、専門医となっており、今回、委嘱の打診をいたしましたところ、日程の関係上、出席は困難との回答がございました。そのため、1名の委嘱というふうになってございます。
- 〇知念春美 教育長 石川委員。
- ○石川正信 委員 第7号委員の選択理由はどうなっていますか。今、第3号委員は、 日程の都合でとお伺いできましたが。
- ○知念春美 教育長 特別支援・教育支援の担当からお願いします。
- ○新城美夏 特別支援教育相談指導員 第7号委員が1人多いのは、前回、去年が本来7号委員4名の予定だったのが、子育て支援学校の臨床心理士が、ご都合が悪いということで、今回、欠員になっています。なので、本来は4名のところが3名になっていた、ということで、今年は4名に戻っているということになります。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。
- ○大城進 委員 就学先の決定というのは、非常に大事な仕事でございます。このことを踏まえて、まず素朴な質問からお願いします。幼稚園から小学校に入学することと、小学校から中学校に入学することの、両方の件について、議題としてこの委員会では取り上げられるのでしょうか。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 委員のおっしゃる通り、幼稚園から小学校、それから小学校か

ら中学校も考えてやっているということと、それから同じ学校の途中、学年毎、2年から3年に、そういうところも、教育支援の認定も行っているということです。

- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 ありがとうございます。小学校と中学校、全部網羅されているのですね。確認できました。もう一つ質問ですが、幼稚園から小学校への就学の方が、多いのかな、という認識はしているんですけど、それを踏まえた時に、6号議案の、宜野湾幼稚園、志真志幼稚園、大謝名幼稚園の副園長が3名参加しております。しかし、幼稚園は9園ありますが、この3名でいいのか。また、この3名は、園長会または副園長会の代表と捉えていいのでしょうか、という質問です。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 今、大城委員からご質問のありました、幼稚園から小学校、小学校から中学校、どちらが多いのかということにつきましては、当然、幼稚園から小学校のほうが数が多いので、おっしゃる通りでございます。そして、幼稚園は9園ありますが、その内3園でよろしいか、という質問につきましては、幼稚園9園のうち副園長会から充て職で、この3名の方に相談の上で引き受けていただいたということです。
- ○知念春美 教育長 大城委員。
- ○大城進 委員 就学先の決定については、現在は非常に丁寧に対応する必要があると思います。つまり、保護者と本人と委員会とが、お互いに理解できて、決まれば一番いいことなのですが、決まらない場合、どうしても保護者が、私はこの学校に行きたいといったケースがあるのかどうか。その場合はどうしているか。最後にお聞かせ下さい。○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 お答えします。委員がおっしゃる通り、特別支援は今、非常に ニーズが高まっていて、様々な要求等がございます。教育支援委員会で色々な事案を図 るのですが、こちらも助言等の提示をしますが、最終的に揉めた場合は、保護者の意見 が尊重されるということになります。色々協議し、学校長、専門的な意見、医者の診断 等もあるわけですが、保護者の判断が最終的に優先されていると思います。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。
- ○平良明子 委員 今、大城委員の質問を聞いていて、とても興味深い大事なところだと感じました。幼稚園から小学校に上がる段階のポイントのことと、小学校から中学校に上がる段階の申し送りの部分の話があったのですが、幼稚園から小学校を集中してみると、公立幼稚園以外から来るお子さんたちもいらっしゃいますよね。教えて頂きたいのが、教育支援委員会の開催回数と、先ほど指導部長からも説明がありましたように、特別支援に対する理解が深まって、ニーズが増えてきている中、委員会を経て保護者の

方とつないで、子どもたちの発達のどの時期で、特別支援に入る傾向があるのか、どの

タイミングが多いのか。例えば、小学校1年に上がる段階が多いのか、それとも、4年、5年生といった段階が多いのか、もし傾向等ありましたら教えていただきたいです。

- 〇知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 お答えします。一点目は、幼稚園から小学校は、大事な集中してみていかないといけない時期だが、幼稚園へ通わない子どもについては、どうしているのかという点。二点目は、教育支援委員会の開催時期やスケジュールについて。三点目に、どの時点で保護者にお伝えするのかという、三点の質問でよろしいでしょうか。一点目は、小学校へ入って来る全子どもを対象にしておりますので、幼稚園に限らず保育園でも、保育園も行っていない子どもでも対象にしてこの委員会は開催しています。○知念春美 教育長 残りの二点について、特別支援教育相談指導員。
- ○新城美夏 特別支援教育相談指導員 詳しくは担当の方から説明いたします。申請の段階で、認可外保育園に関しては、子育て支援課、子ども企画課を通して、申請書類を各保育園に配付しています。未就学者においては、ホームページや、市報で呼びかけをして、地域養育センターや美咲幼児部のほうでも報告・告知をして、申請をしてもらっています。申請は6月にございます。面談・審議が9月から11月の間に行われます。

ています。申請は6月にございます。面談・審議が9月から11月の間に行われます。 その面談・審議を経た後に、検査結果等を踏まえ、例えば、特別支援学校対象のお子様 に関しては、事前に委員会で面談を設け、そのお子様がどういう状況なのか、把握をさ せてもらっています。そのような流れが9月から11月の期間に行います。その日のう ちに面談したお子様の審議を行って、約2週間から遅くても1ヶ月以内には保護者間家 庭と、申請をして頂いた学校・保育園・幼稚園に通知を出します。そこから約2週間以 内、11月の半ばまでくらいには、保護者から最終的な意見を求めるような流れになり ます。以上です。

- ○知念春美 教育長 では、委員会の開催回数について、指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 審議は 12 回でございます。幼稚園入園予定の乳幼児の面談も やります。それについては3回の審議、予備日も含めて年間 15 回です。
- ○知念春美 教育長 三点目の質問について、特別支援教育相談指導員。
- ○新城美夏 特別支援教育相談指導員 面談審議が終わって、審議が発展してからだいたい遅くても2週間から1ヶ月の間には保護者さんに判定通知を出す予定です。面談の開始が9月からなので、遅くても11月の始めぐらいには、また、最初に面談が行われた方は早くて9月の終わりぐらいに通知を出すお子さんもいらっしゃいます。10月終わりぐらいから11月の始めぐらいまでにも、面談審議があって、そういうお子様に関しては11月だいたい第2週ぐらいに出す場合、ということで2ヶ月ぐらいの幅があります。
- ○知念春美 教育長 平良委員。

- ○平良明子 委員 今、保護者にお伝えする時期を教えて頂いたのですが、これは全小中学生の皆さんですか、それとも就学、小学校につながる時の限定した子どもたちなんでしょうか。
- ○知念春美 教育長 特別支援教育相談指導員。
- ○新城美夏 特別支援教育相談指導員 全員です。面談したお子様以外にも、申請のあった保育園、幼稚園、就学先の小・中学校へ、通知をさせていただいています。
- ○知念春美 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご 異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育支援委員会委員の委嘱又は任命についてを裁決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これ にて日程3議案第16号を終了いたします。休憩します。
- 〇知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程4「議案第17号 宜野湾市はごろも学習センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書 14 頁。それから黄色い表紙の新旧対照表の 3 頁のご準備をお願いします。

議案第17号 宜野湾市はごろも学習センター運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市はごろも学習センター運営委員会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第5号)第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年6月27日提出。宜野湾市教育委員会教育長知念春美。

提案理由でございます。はごろも学習センター運営委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市はごろも学習センター運営委員会規則(平成14年教育委員会規則第13号)第3条第1項の規定により、新たに委員を委嘱する必要があるためでございます。それでは、議案書15頁をお願いします。新旧対照表は3頁をお願いします。宜野湾市はごろも学習センター運営委員会委員名簿案でございます。委嘱期間が令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2ヶ年の任期でございます。議案資料の8頁に宜野湾市はご

ろも学習センター運営委員会規則がございます。はごろも学習センター運営委員は、は

ごろも学習センター運営委員会規則第3条第1項の規定により、委員定数が10名以内 となっておりますが、今回8名の委員選定としてございます。また委員は運営委員会規 則第3条第1項の規定により、学識経験者を有する者、その他、適当と認める者の内か ら、教育委員会が委嘱し、と規定されてございますので、学識経験者からの4人、教育 委員会が適当と認める者においては、4名の委員を選考いたしました。8名の委員の内、 新任が4名、再任が4名となってございます。では、名簿順にご説明申し上げます。ま ず一番の安村美代子氏は、元うるま市立比嘉小学校長を勤めてございます。退職後は新 城児童センター館長を5年間勤めたこともございます。今回、前任の上間和子委員の後 任として学識経験者として推薦させていただきました。次に二番の大城英哲委員は、う るま市立城前小学校長を勤めました。学識経験者としての再任でございます。三番の仲 地真由美氏は、宜野湾市PTA連合会会長を務めてございまして、今回、前任の仲村絹 江委員の後任として教育委員会が適当と認める者としての推薦でございます。四番の仲 村和也委員は、宜野湾市青少年健全育成協議会の総務部長を務めてございます。教育委 員会が適当と認める者として、再任の推薦でございます。五番の松村徹氏は、宜野湾小 学校校長で、今回、前任の志真志小学校長の加納貢委員の後任として、学識経験者とし ての推薦でございます。六番の根路銘敢氏は、真志喜中学校長で、今回、前任の宜野湾 中学校長、崎原盛幸委員の後任として学識経験者としての推薦でございます。七番の狩 俣英樹委員は、宜野湾市教育委員会指導課の指導主事で、教育委員会が適当と認める者 としての再任でございます。八番の比嘉広和委員は、宜野湾市役所総務部IT推進室I T推進係の係長で、教育委員会が適当と認める者としての再任でございます。以上が、 8名の委員名簿案でございます。以上、ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたい と思います。ご審議の程よろしいお願いします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいた します。大城委員。

○大城進 委員 お疲れ様です。案として出された先生方については、良いと思います。 名簿案の8名のうち、5から8番目の方は、役職で充てられています。1番から4番目 の委員について質問したいと思います。関連のはごろも学習センターの主な仕事は、ま ずICT、適応指導教室、それともう一つ、研究・研修事業の三つがあります。安村美代 子先生、大城英哲先生あたりが、小学校のICTに関して、どのように働きかけること ができるのか。適応指導教室に関しては、おそらく皆が対応できると思います。そこで、 ICTについては、どのように考えられているか、想定されているのか、疑問に思いまし た。どなたか助言できる方はいらっしゃるのかなと思い、安村先生と大城先生か、ICT 関係についての知識はどうでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

- ○甲斐達二 指導部長 安村先生、大城先生にしましても、校長経験がございますので、 ICT についてもご意見いただけるということでの推薦でございます。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。では質疑も尽きたようですので、質 疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これに て宜野湾市はごろも学習センター運営委員会委員の委嘱についてを裁決いたします。本 件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これ にて日程4議案第17号を終了いたします。
- ○知念春美 教育長 続きまして、日程5「議案第18号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。
- 〇甲斐達二 指導部長 それでは議案書 16 頁、それから議案資料 10 頁のご準備をお願いします。

議案第 18 号 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命 について

別紙の者を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第5号)第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和元年6月27日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾学校給食センター調理業務等委託の契約満期に伴い、新たに委託業者を選定するため、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則(平成 26 年宜野湾市教育委員会規則第7号)第3条の規定により、委員を委嘱し又は任命する必要があるためでございます。議案資料の10頁、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会規則をお開き下さい。同規則第3条第1号から第5号までに、関わる者の内から委員を委嘱又は任命すると規定してございます。第1号がPTA関係者、第2号が公認会計士、又は税理士、第3号が学校の校長、第4号が宜野湾市の職員、第5号はその他、教育委員会が適当と認める者となってございます。なお4条において、委員の任期について規定しております。任期は当該諮問に対する答申までとなっております。では、議案書17頁をお開き下さい。宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定

委員会委員案でございます。委嘱期間は令和元年7月1日から答申までとなっておりま

す。次の各委員について一番から十番までの番号の順にご説明申し上げます。まず一番の河村信秀氏から三番の藤波潔氏までが第1号委員でございます。宜野湾学校給食センター受配校のPTA会長となっております。続きまして、四番の有田貴治氏が第2号委員でございます。税理士でございます。五番の松村徹氏が第3号委員でございます。受配校の学校長でございます。六番の伊波保勝氏から八番の甲斐達二までが第4号委員でございます。宜野湾市と宜野湾市及び教育委員会の部長でございます。九番の安慶名恭子氏、十番の仲村友子氏は、第5号委員でございます。当市学校給食センターの学校栄養士と栄養職員でございます。以上、十名を宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員に委嘱又は任命したいと考えてございます。以上ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと存じます。ご審議の程よろしくお願いします。

- ○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいた します。石川委員。
- 〇石川正信 委員 まず、宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員ということで、ちょうど指定委託も2回目、2巡目になりますよね。そういった中で、やはりこの6ヶ年間の委託業者、給食センターの調理、そういったところもご苦労されたと思うんですね。今回、5ヶ年終わって宜野湾学校給食センターを新たにどのようにしていくか、というようなお考えがあれば、教えて頂きたいです。本市の宜野湾給食センターに関しては、2期、期限が5ヶ年ということで、これまでそれなりの安心安全の給食を提供されたと思うんですね。さらに宜野湾市は、学校給食に対するこれまでのノウハウが他市町村より長けていて、今後もさらにしっかりと取り組めるように、そういったところを活かせるような選定委員であってほしいな、ということを要望しておきます。
- ○知念春美 教育長 指導部長。
- ○甲斐達二 指導部長 お答えします。委員がおっしゃるとおり、これまでわれわれが作ってきた実績を基に、宜野湾給食センターにおいては、3,000 食の給食を提供してございますので、これまでの成果や課題等を踏まえながら、安全で安心な、栄養価の高い給食を提供できるように、選定委員の活動をしてまいりたいと考えております。
- ○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了致します。これより 宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の委嘱又は任命についてを裁決 いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。
- ○一同 異議なし。
- ○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これ

にて日程5議案第18号を終了いたします。休憩します。

<各部の報告>

(教育部報告) 新教育委員について

(指導部報告) 特になし

○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会いたします。たいへんご 苦労様でございました。